

被爆体験伝承者養成事業に関する質問と回答

番号	質問	回答
1	県外居住者でも研修を受けられるのか。	県外に居住されている方でも、研修に概ね参加可能で、かつ、概ね5年以上伝承講話を行うことが可能である方であれば、研修を受けていただくことができます。交通費については自己負担であることをご了承ください。 なお、7月に開催する講義については、講義の様子を撮影した動画をYouTubeに限定公開（動画のURLを知る方のみ視聴できる公開方法）し、研修生にURLを送付します。 ご都合によりご出席いただけない方の学習や、受講済みの方の復習にぜひご活用ください。
2	伝承者の養成はどのように進めるのか。	養成研修は約2年間で、被爆の実相や話法技術等の講義、伝授ミーティングと並行して講話原稿の作成、修学旅行生等への講話を想定した講話実習などを行い、研修修了後は、広島平和記念資料館や学校などで講話をしていただくこととなります。
3	原稿を作成する上で気を付けることは何か。	講話時間は60分（講話45分＋質疑応答15分）で、広島市内の地理や原子爆弾、歴史などに関してあまり詳しくない小学6年生でも理解できるように作成していただきます。文字数としては、話し方によって個人差がありますが、45分で9,000字～10,000字程度です。
4	講話の内容の正確性については、どのように担保するのか。	被爆者から聞き取った上で、講話原稿を作成していただき、被爆体験等については被爆者本人が、被爆の実相については本市職員が確認し、正確性を担保することとしています。 なお、講話実習についても本市職員等による確認に加え、被爆者本人に確認していただくこととしています。
5	原稿が完成した後、講話実習は何回程度行うのか。	講話実習は原則3回実施することとし、3回目の講話を検定講話とします。 なお、3回目の講話実習の際には、本市職員及び資料館平和文化企画課の職員から、聴講者を想定し、被爆の実相や証言者の体験に関する質問をし、その回答内容についても検定の対象としています。
6	3回目の講話実習で不合格となることはあるのか。	聴講者に気を配ることなく、原稿をただ読んでいる、質問に全く回答できないなど、伝承者として委嘱することが難しいと判断される場合は、再度講話実習を受けていただくこともあります。

被爆体験伝承者養成事業に関する質問と回答

番号	質問	回答
7	英語で講話を行いたい、可能か。	海外からの訪問者に対応するため、英語などの外国語が堪能な方に、伝承講話を外国語で行っていただくことは、大変ありがたいことと考えています。外国語による伝承講話を行う場合は、まず日本語での研修を修了していただき、その後、ご自身で講話原稿を翻訳していただきます。その内容の確認については、本市職員がサポートします。
8	現在活動中の伝承者の人数と年齢層を教えてください。	令和7年4月1日現在、被爆体験伝承者については、239名を委嘱しており、平均年齢は64.7歳です。最年少の方が21歳、最高齢の方が87歳です。
9	研修中に証言者の方が何らかの理由で事業に協力できなくなった場合はどのように対応するのか。	証言者が何らかの理由により研修協力が困難となった場合、研修生が証言者との間において、対話を行った上で作成した講話原稿を、当課が被爆者証言ビデオ等の資料等によって、証言者から「直接伝承を受けた」ものであると認めることができる場合には、研修を継続できることとします。
10	被爆体験伝承者は誰の被爆体験を伝承するのか。	広島平和記念資料館の被爆体験証言者のうち、被爆体験伝承者養成事業に協力していただく方の被爆体験を伝承していただきます。令和7年度は6名の方に協力していただきます。
11	伝授ミーティングはいつ実施するのか。	平日に限らず、土日祝日でも実施可能としております（国際会議場や平和記念資料館の閉館時間中は当該会場での実施はできません。）。